

船舶事故調査報告書

平成28年8月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	灯浮標損傷
発生日時	平成27年7月26日 09時05分ごろ
発生場所	兵庫県明石市江井ヶ島港南方沖のカンタマ南灯浮標 (概位 北緯34°37.5′ 東経134°54.2′)
事故の概要	引船第二十一 ^{しず} 丸は、はしけ第二三 ^{さんこう} 広丸及びはしけ第一三 ^{さんこう} 広丸をえい航して東進中、第二三広丸を引いていたえい航索がカンタマ南灯浮標に衝突した。 カンタマ南灯浮標は、上部付帯機器に曲損を生じた。
事故調査の経過	平成27年9月30日、調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 第二十一 ^{しず} 丸、18トン 273-2408大阪、静丸海運株式会社（船舶所有者）、広瀬産業海運株式会社（船舶借入人） B はしけ 第二三 ^{さんこう} 広丸、全長43m、幅10.5m なし、広瀬産業海運株式会社 C はしけ 第一三 ^{さんこう} 広丸、全長43m、幅10.0m なし、広瀬産業海運株式会社
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 甲板員A、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A なし B なし C なし 灯浮標 上部付帯機器に曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 5、視程 約4海里 海象：波高 約1.0m、潮流 東南東流約3ノット
事故の経過	A船は、B船、C船の順にえい航し、明石海峡大橋中央部に向けて東進中、単独で船橋当直中の甲板員Aが、飲み物を取りに約3分間船橋を無人として戻った後、カンタマ南灯浮標（以下「本件灯浮標」という。）に接近している状況に気付き、左舵を取ったが、A船とB船間のえい航索が本件灯浮標に衝突した。
分析	本船は、単独で船橋当直中の甲板員Aが、船橋を無人にして見張りを行っていなかったことから、本件灯浮標に接近している状況に気付かなかったものと考えられる。
原因	本事故は、単独で船橋当直中の甲板員Aが、船橋を無人にして見張

	<p>りを行っていなかったため、本件灯浮標に接近している状況に気付かず、A船のえい航索が本件灯浮標に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・航行中は、船橋を無人にしないこと。・えい航中の引船は、灯浮標等から十分に距離を保って航行すること。